平成２１年（フ）第４３３号
岩手県奥州市水沢区花園町１丁目６番１号、旧住所岩手県奥州市水沢区羽田町字北鵜ノ木52番地
破産者　清原　　純
1　決定年月日　平成22年９月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第１６４１号
福岡県大野城市南大利１丁目８番19号、開始決定時の住所仙台市青葉区錦ケ丘７丁目９番地の３
破産者　齋藤　　毅
1　決定年月日　平成22年９月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１４９号
仙台市泉区松陵４丁目48番地の３
破産者　齋藤ちづ子
1　決定年月日　平成22年９月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第２１２号
福島県郡山市字上亀田21番地の１　ネオハイツ希望ヶ丘603号
破産者　奥村　博文
1　決定年月日　平成22年９月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第３６４号
福島県郡山市熱海町玉川字阿曾沢３番地
破産者　片山　秀雄
1　決定年月日　平成22年９月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第３２８号
川崎市高津区久末511番地58
破産者　八代　哲也
1　決定年月日　平成22年９月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第３７６号
川崎市川崎区小田２丁目６番11号　加藤荘101
破産者　平井　一江
1　決定年月日　平成22年９月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２０年（フ）第３８８６号
愛知県知多市新知東町２丁目16番地の14　クレアージュＫⅡ203、開始決定時の住所愛知県知多市にしの台１丁目1213番地　エクセルにしの台102
破産者　加藤　竹志
1　決定年月日　平成22年９月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２５８７号
愛知県春日井市旭町２丁目33番地　サントピア勝川
破産者　西本　　豊
1　決定年月日　平成22年９月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３５９１号
愛知県瀬戸市福元町155番地　シャモニーＡ―101、開始決定時の住所愛知県瀬戸市品野町７丁目15番地の２
破産者　掛樋　　清
1　決定年月日　平成22年９月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３７１９号
名古屋市西区新道２丁目７番４号
破産者　西村　　猛
1　決定年月日　平成22年９月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６７１号
愛知県春日井市高森台９丁目２番地　116号棟401号室
破産者　村上　道郎
1　決定年月日　平成22年９月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第９７７１号
大阪市旭区大宮４丁目８－９　レオパレスＣＯＡＸ407号室、住民票上の住所福井県鯖江市小黒町２丁目２番９号
破産者　熊谷　文伸
1　決定年月日　平成22年９月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１８６号
大阪府藤井寺市沢田１丁目10番13号　フォンタル八代２階２Ａ号室、住民票上の住所大阪府藤井寺市小山５丁目15番19号
破産者　淵上　孝澄
1　決定年月日　平成22年９月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１４６７号
神戸市北区甲栄台３丁目２番38号棟３階２号室、住民票上の住所神戸市北区広陵町３丁目37番地
破産者　後藤　武司
1　決定年月日　平成22年９月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３５号
兵庫県宝塚市伊孑志１丁目９番７号310
破産者　山内　雅弘
1　決定年月日　平成22年９月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部